

社会福祉法人糟屋中部会定款

平成2年12月1日制定

第1章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とし、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (イ) 障害福祉サービス事業の経営 | (三つ葉の里・ゆうあい三つ葉) |
| (ロ) 障害福祉サービス事業の経営 | (短期入所) |
| (ハ) 障害福祉サービス事業の経営 | (コスモス) |
| (ニ) 障害児通所支援事業の経営 | (こもれび) |
| (ホ) 相談支援事業の経営 | (ゆめ) |

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人糟屋中部会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を、福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉字切通1401の5番地に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち一人は、理事の互選により理事長となる。

(理事の職務及び権限)

第六条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第七條 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての兼務義務を有する。
 - 3 理事長の任期は、理事として存在する期間とする。

(役員選任及び解任)

- 第八條 理事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。
 - 4 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第九條 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員に費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第一〇條 理事会は、次の職務をおこなう。この法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 3 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 4 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事の決議があつたものとみなす。
 - 5 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 6 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに署名又は記名押印する。

(構成)

- 第一一條 理事会は全ての理事をもって構成する。

(招集)

- 第一二條 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

- 4 理事会は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から二十日以内にこれを招集しなければならない。

(監事による監査)

- 第一三条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び「福岡県知事」に報告するものとする。
 - 3 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(職 員)

- 第一四条 この法人に、職員を若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する事業所の管理者（以下「管理者」という。）は、理事会の議決を経て、理事会が任免する。
 - 3 管理者以外の職員は理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第一五条 評議員会は、この法人に評議員7名を置く。
- 2 評議員会は理事長が招集する。
 - 3 評議員会に議長を置く。
 - 4 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 5 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 6 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
 - 7 第5項及び第6項の規定に関わらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
 - 8 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 9 評議員に対して、各年度の総額が400,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
 - 10 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 11 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第5項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(構 成)

第一六条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第一七条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 基本財産の処分、残余財産の処分
- (2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第一八条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員の選任及び解任)

第一九条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任として判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第二〇条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第二一条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産とその他の財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 100万円
 - (2) 福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉字切通1401の5番地所在
鉄筋コンクリート平家建三つ葉の里舎一棟（579.33平方メートル）

- 木造平家建倉庫一棟（39.74平方メートル）
- (3) 福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉字切通1401の6番地所在
三つ葉の里駐車場敷地（232平方メートル）
- (4) 福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻字向川原1070番地5所在
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建一棟（208.48平方メートル）
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建一棟（199.91平方メートル）
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、すみやかに第2項に掲げるため、必要な手続を取らなければならない。

（基本財産の処分）

- 第二二条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、「福岡県知事」の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、「福岡県知事」の承認は必要としない。
- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保にする場合
 - 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保にする場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

- 第二三条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて保管する。

（事業計画及び収支予算）

- 第二四条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業計画及び決算）

- 第二五条 この法人の事業報告、事業報告の付属明細書、財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）、貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）、の付属明細書は、毎会計年度終了後、理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、事業報告、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）及び財産目録の書類については、定時評議員会に提出し、事業報告の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第二六条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二七条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第二八条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第5章 解 散

(解 散)

第二九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により、解散する。

(残余財産の帰属)

第三〇条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第三一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、「福岡県知事」の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたいときは、遅滞なくその旨を「福岡県知事」に届けなければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三二条 この法人の公告は、社会福祉法人糟屋中部会の掲示場に掲示するとともに、篠栗町、粕屋町、久山町の広報誌に掲載して行う他インターネットにより公開するものとする。

第三三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 西 義助
理事 牛島 正
" 藤 キクエ
" 上原 大助
" 小西 美年
" 井上 信子
" 別府 幸彦

監事 栗須 輝夫
" 井浦 優

- 1 本定款は、平成 3年 4月 1日より施行する。
- 2 一部改正、平成 6年 1月 13日より施行する。
- 3 一部改正、平成 9年 6月 4日より施行する。
- 4 一部改正、平成 9年 7月 14日より施行する。
- 5 一部改正、平成 14年 2月 18日より施行する。
- 6 一部改正、平成 15年 3月 25日より施行する。
- 7 一部改正、平成 25年 2月 20日より施行する。
- 8 一部改正、平成 27年 6月 1日より施行する。
- 9 一部改正、平成 29年 4月 1日より施行する。
- 10 一部改正、平成 30年 3月 23日より施行する。
- 11 一部改正、令和 2年 4月 1日より施行する。